

# 国保 高額療養費 70歳未満の負担限度額変更 平成27年から負担区分が細分化

高額療養費制度は、1カ月の医療費の支払額（保険適用分）が一定の額（自己負担限度額）を超えたとき、その超えた分が国保から払い戻される制度です。この制度が平成27年1月から変更されます。



国保年金課 国保係  
995-1814

## ■ 70歳未満の方の自己負担限度額が5つの区分に

12月受診分までは世帯の所得によって3つの区分で自己負担限度額が算出されます。平成27年1月受診分からは5つの区分に細分化されます。

### 平成26年12月受診分まで

区分	所得要件	自己負担限度額
A 上位所得者	600万円超	150,000円+（総医療費－500,000円）×1% 〈多数回該当※：83,400円〉
B 一般所得者	600万円以下	80,100円+（総医療費－267,000円）×1% 〈多数回該当：44,400円〉
C 低所得者	住民税非課税	35,400円 〈多数回該当：24,600円〉

### 平成27年1月受診分から

区分	所得要件	自己負担限度額
ア	901万円超	252,600円+（総医療費－842,000円）×1% 〈多数回該当：140,100円〉
イ	600万円超～901万円以下	167,400円+（総医療費－558,000円）×1% 〈多数回該当：93,000円〉
ウ	210万円超～600万円以下	80,100円+（総医療費－267,000円）×1% 〈多数回該当：44,400円〉
エ	210万円以下	57,600円 〈多数回該当：44,400円〉
オ	住民税非課税	35,400円 〈多数回該当：24,600円〉

※所得要件は、基礎控除後の所得金額の世帯合計が基準となります。

※多数回該当は、過去12カ月に同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合の限度額です。

## ■ 70歳～74歳の方の自己負担限度額は変更なし

所得区分	自己負担限度額	
	外来（個人単位）	入院・世帯単位
現役並み所得者	44,400円	80,100円+（総医療費－267,000円）×1% 〈多数回該当：44,400円〉
一般所得者	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		15,000円

### 限度額適用認定証で 医療費の窓口での支払負担を軽減

70歳未満の方と70歳以上で低所得者Ⅰ・Ⅱの方は、あらかじめ市役所で限度額適用認定証の交付手続きをして、認定証を医療機関に提示すると、窓口での支払額が自己負担限度額までとなります。入院などの予定がある方は事前に申請してください。

70歳以上で低所得者Ⅰ・Ⅱ以外の方は、高齢受給者証を医療機関に提示すれば窓口での支払額は自己負担限度額までになるので、申請は必要ありません。

**申請方法**／保険証と認め印をお持ちの上、国保年金課に申請してください。

### そのほか／

- 制度の内容変更に伴い、有効期限が平成26年12月31日となっている限度額適用認定証をお持ちの方には、平成27年1月からの限度額適用認定証を12月下旬に郵送します。新たに申請をする必要はありません。

- 市県民税の申告がない方や国民健康保険税を滞納している方は、交付を受けられないことがあります。

